

京都市立病院機構サイバーリスク保険に係る仕様書

1. 契約者

独立行政法人京都市立病院機構

2. 記名被保険者

独立行政法人京都市立病院機構

3. 追加被保険者

記名被保険者の役員および職員等雇用関係のある者

4. 対象施設

京都市立病院、京都市立京北病院

5. 保険期間

令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで（1年間）

6. 保険の対象リスク

記名被保険者の業務遂行にあたり、次のリスクに起因する事故を保険対象とする。

- ① 情報の漏洩またはそのおそれ
- ② 情報システムの所有、使用、管理または電子情報の提供にあたり生じた他人の業務遂行の休止・阻害、他人の電子情報の消失・損壊

7. 保険金の種類

〈1〉賠償責任保険金

被保険者の業務遂行に伴い生じた下記に起因して他人に生じた被害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって生じる損害を補償する。

〈2〉費用保険金

事故が発生したことへの対応に係る費用を補償する。

対象となる対応費用は、事故対応特別費用、情報漏洩対応費用、サイバーインシデント費用、法令等対応費用など。

〈3〉利益補償条項

ネットワークを構成するIT機器などがサイバー攻撃により機能停止することによって生じた被保険者の利益損害および営業継続費用を補償。

※ 〈2〉費用保険金とは、主に下記を含む費用であること

- ① サイバー攻撃対応費用
- ② 原因・被害範囲調査費用
- ③ 法律相談費用
- ④ データ等復旧費用

- ⑤ 事故対応費用（人件費、社告費用、見舞費用（個人・法人）クレジット情報モニタリング費用、公的調査対応費用、交通費宿泊費など）
- ⑥ 被害拡大防止費用
- ⑦ 情報システムなど復旧費用
- ⑧ 再発防止費用
- ⑨ データ等復旧費用
- ⑩ 訴訟対応費用

8. 支払限度額

担保危険、費用保険金	1 事故および保険期間中支払限度額	自己負担額	約定てん補割合/約定てん補期間	免責時間
賠償責任	200, 000千円	なし	—	—
費用補償	200, 000千円	100千円	90%以上	—
利益補償	100, 000千円	1, 000千円	3ヶ月	12時間
営業継続費用	100, 000千円			

〈2〉 費用補償の副支払限度額について

①～⑦

支払限度額 30, 000千円/1事故・期間中 以上とする。

⑧⑨

支払限度額 30, 000千円/1事故・期間中 以上とする。

⑩

支払限度額 10, 000千円/1事故・期間中 以上とする。

9. 対象地域

日本を含む全世界

10. 保険料区分

確定保険料方式

11. その他の主な特約条項および特別約款

〈1〉 保険料支払猶予特約

12. その他の主な特約条項および特別約款

〈1〉 本仕様書記載の条件における補償範囲を劣化させる条項は一切適用しないものとする。

〈2〉 保険仲立人扱いとする。

〈3〉 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、京都市立病院機構の指示に従うものとする。

〈4〉 保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。

以上